

平成22年6月11日

任意継続被保険者 殿

倉庫業健康保険組合

平成22年度 特定健康診査(特定健診コース)の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年4月から、医療保険者（健康保険組合等）には40歳以上の加入員に対しメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした「特定健診・特定保健指導」が義務付けられるなど、以前にも増して組合員の方に対して積極的な健康管理が求められることとなりました。

そこで当組合では、本年度も組合員の方が、低廉な負担で特定健診が受診できるよう、特定健診で定められた検査項目のみを実施する「特定健診コース」を下記の要領で実施することといたしました。

つきましては、該当される方が一人でも多く、ご受診いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者

40歳以上（昭和46年3月31日以前に生まれた方）の**任意継続被保険者、並びにその被扶養者の方**で、今年度組合で実施している他の健診や人間ドックを受診されていない方。

2. 健診実施医療機関

全国約3000カ所の健診機関

詳細は別紙「特定健診実施健診機関一覧表」をご参照ください。

なお、契約の違いにより、A（健保連）、E（東振協）、の2種類の健診機関があります。

※「特定健診実施健診機関一覧表」は組合ホームページ『倉庫業けんぽWEB』

（<http://www.sokokenpo.or.jp>）の「健保からのお知らせ」の中でもご覧いただけます。

※年度中、予告なく実施健診機関が変更することがあります。

※健診機関により、受診できない曜日、未実施期間があります。直接健診機関にご確認ください。

3. 検査項目

- 1 ……問診
- 2 ……身体測定（身長・体重・腹囲・BMI）
- 3 ……血圧測定
- 4 ……血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）
- 5 ……肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）
- 6 ……血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）
- 7 ……検尿（糖・蛋白）

4. 受診者一部負担金及び支払方法

1,500円

健診日当日、直接健診機関の窓口にてお支払ください。

5. 健診実施期間

平成22年6月1日～平成23年3月31日

6. 申し込みから受診までの手順

(1) 健診の申し込み

実施健診機関一覧表の中から希望健診機関を選び、別紙「特定健診申込書」により組合までお申し込みください。

(2) 「特定健康診査受診券」・「東振協専用健診受診カード」の発行及び健診機関への予約
特定健診をお申し込みいただいた方には、組合から「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」発行し、事業所を通じて送付いたします。

「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」到着後、受診者ご自身で健診機関に連絡していただき、健診の予約を行ってください。

なお、予約の際は「倉庫業健康保険組合の組合員」であること、並びに実施健診機関一覧表の中の区分Aの健診機関には「健保連（けんぽれん）の特定健診」、区分Eの健診機関には「東振協（とうしんきょう）の特定健診」とお伝えください。

※健診のキャンセル、受診日・健診機関の変更等につきましては、受診者ご自身で健診機関へ連絡して頂きご対応願います。

(3) 受診資料の送付について

健診予約後、健診機関から受診資料（注意事項・案内図を含む）が健診日の1週間前までに、受診者のご自宅あてに送付されます。

※受診資料の送付を行わない健診機関もありますので、受診資料送付の有無につきましては予約時に健診機関にご確認ください。

(4) 健診の受診

受診資料の注意をお守りいただき、ご予約された日時に健診機関で受診して下さい。

なお、健診を受診する際は、組合から発行された「**特定健康診査受診券**」または「**東振協専用健診受診カード**」と受診者本人の「**健康保険被保険者証（カード）**」を**忘れずにご持参**していただき、健診機関の窓口へ提出して下さい。

※健診受診の際、「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」及び「健康保険被保険者証」をどちらか一方でも提出できない場合は、受診をお断りされる場合がありますのでご注意ください。

(2) 特定健診利用申込書に記載された個人情報は、特定健診・特定保健指導を実施するために利用することとし、業務を委託する以外、第三者へは提供いたしません。

11. その他

ご不明な点などございましたら、組合保健事業部（TEL 03-3642-8436）までご連絡ください。

7. 申し込み期限

申し込み期限はありませんので、年間随時お申し込みいただけます。

なお、平成23年3月以降のお申し込み分につきましては、次年度以降の取扱いとなること、ありますのであらかじめ、ご承知おきください。

※**任意継続被保険者の資格喪失日以降は受診できません。**22年度中に任意継続被保険者の資格を喪失する予定の方は、お早めにお申し込みいただき、必ず資格が喪失する前までに受診してください。

※「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」には、有効期限（平成23年3月31日）が設けられております。有効期限切れの「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」はご使用できませんので、有効期限内にご受診いただきますようお願いいたします。

8. 健診結果

健診結果は健診の3週間～1ヶ月ほど後、組合又は健診機関からご自宅に送付いたします。

9. 特定保健指導について

特定健診の検査結果により、生活習慣改善の必要があると判断された方には、専門のスタッフ（医師・保健師・管理栄養士等）による特定保健指導を行います。詳細につきましては、別途ご案内いたします。

10. 個人情報の取り扱いについて

組合が実施する特定健診・特定保健指導の利用にあたっては、以下の個人情報の取り扱いについてご了承いただいたものとさせていただきます。

(1) 特定健診の健診結果並びに特定保健指導の指導内容の記録については、「高齢者の医療を確保する法律」に基づき、所定の期間、組合において管理・保存します。